

募集要項（随意契約による売却手続きの流れ）

1. 土地の確認等

物件調書及び現地を確認のうえお申込みください。

2. 申込み書類の提出

申込み受付期間内に必要書類を提出してください。

- 1)普通財産随意契約申込書（第1号）
- 2)誓約書（第2号）
- 3)見積書（第3号）
- 4)住民票（個人の場合提出）
- 5)法人登記簿全部事項証明の写し（法人の場合提出）
- 6)印鑑証明書

3. 売買契約の締結

- ①随意契約の相手方として決定した者は、随意契約の決定をした日から起算して5日以内に、売買契約を締結していただきます。
- ②売買契約締結の際、契約金額の10パーセントの契約保証金が必要となりますので、町の納付書により納付してください。
- ③契約に要する印紙税等は、購入者の負担となります。

4. 売買代金の支払

- ① 売買契約締結後、売買代金から契約保証金を差し引いた額を町が発行する納入通知書により、一括して納入期限までに町が指定する場所に納入していただきます。
- ② 納入期限までに売買代金を完納できない場合、契約は無効となり、契約保証金は町に帰属（没収）することになります。
- ③ 契約保証金は、売買代金に充当されます。

5. 所有権移転の登記

- ① 売買代金完納後、町が所有権移転登記の手続を行います。
- ② 所有権移転登記に要する登録免許税等の費用は、購入者の負担となります。

6. 申込み受付開始

平成28年9月12日（月）から
（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）開庁時間内

7. 申込み方法

申込みに必要な書類は、総務部財政課契約・財産管理グループで配布しています。
購入を希望の方は、要項及び土地調書をよくお読みになりお申込みください。

8. 申込先

茨城町総務部財政課 契約・財産管理グループ

9. 申込みをすることができない者

次のいずれかに該当するものは、申込みをすることができない。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号, 以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当する, 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する者と認められた者で, その事実があった後3年を経過していない者
- 3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者
- 4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員及び同法第32条第1項に規定する暴力団関係者又は売払財産を暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- 5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売払財産を当該団体の事務所又は活動の用に供しようとする者

問合せ先

茨城町役場 総務部財政課

TEL 029-240-7123

内線 236(契約・財産管理グループ)

売払財産（土地）及び予定価格

物件 番号	土地所在	公簿 地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円)
7	茨城町大字前田字東原 1 7 0 7 - 4 2	畑	1,609.00	15,269,000
9	茨城町大字駒渡字宮脇 4 6 1 - 2	宅 地	1,056.85	5,041,000